

子どもの読書活動 学校・園の取り組みを紹介します⑳

問 社会教育課 ☎(582)1142 ㊟(581)2733

読書量調査の結果

市は、平成27年度から「守山市子ども読書活動推進計画第2次計画」に取り組んでおり、計画がスタートする前の平成26年度に比べて、右表のとおり平均読書冊数、本を読んだ割合がともに増加しています。読書離れが進んでいることが全国的な課題となっていますが、本市では学校・園での取り組みに工夫・充実を図ることで、読書好きな子どもが増えています。

読書活動は、子どもたちにとって、言葉を学び、表現力や感性を養い、思いやりのある優しい心を育みます。また、ものの見方や考え方を深めることにも役立ちます。読書の習慣を子どもたちが身につけるためには、学校・園に加えて、家庭でも本に接する機会を増やすことが重要です。

「家族で図書館へ本を借りに行く」「家庭で読書タイムを作る」など、子どもにとって本がいつも手に取れる環境、本に触れる時間をご家庭でも作ってください。



1ヵ月に読んだ書籍の平均冊数(単位：冊)

	平成26年		平成28年		平成30年	
	5月	5月	11月	5月	11月	
小学4～6年生	7.6	8.1	9.4	9.1	8.5	
中学生	2.5	4.0	3.7	3.5	3.9	

1ヵ月に1冊以上本を読んだ割合(単位：%)

	平成26年		平成28年		平成30年	
	5月	5月	11月	5月	11月	
小学4～6年生	96.1	96.3	95.1	97.4	97.5	
中学生	66.7	89.9	87.2	92.5	88.0	

消費生活センター情報⑫ ※窓口寄せられた相談事例をもとに、安心・安全な消費生活のアドバイスを提供します。



くらしのたより

問 市消費生活センター
(市民協働課内)
☎(582)1148 ㊟(583)3911

今回のポイント

やっかん 約款をよく読んで、 引っ越し業者とのトラブルを防ぎましょう

引っ越し業者は法律に基づいて「運送約款」という契約ルールを作っています。この約款には、見積もりは無料とすること、引っ越し当日の2日前までに内容の変更がないか確認することなどが定められています。

どの業者に依頼するか悩んでいるときは、同じ条件で複数の業者に見積もり依頼する『相見積もり』を取るようし、引っ越し当日まで家に来ない業者とは、契約をするのをやめましょう。このとき「相見積もりをしています」と伝えておけば、スムーズに断れるでしょう。

また、引っ越し時に、業者の過失で荷物に傷がついたり紛失したりした場合は、業者が損害賠償責任を負うことが約款で定められています。ただし、荷物の搬入から3ヵ月経つと業者の責任が消滅しますので、引っ越し後はなるべく早めに荷物に異常がないかを確認し、問題があるときはすぐに連絡を取るようしましょう。

業者は見積もり時に約款を提示することになっていますので、トラブルにならないよう、約款などをよく読んでから契約しましょう。